

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度について

目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

対象となる工事・業務

以下の海外建設工事又は業務の従事経験を有する本邦企業等に所属等する技術者※

【工事部門】

- ①発注者：外国政府/政府機関に準ずる法人(高速道路、鉄道、空港、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定)、海外建設工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社、国際機関、日本政府又は政府関係機関
- ②受注者(JVの構成員を含む、ただし元請けに限る)：本邦法人またはその海外現地法人である海外建設工事(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等)に従事した技術者(過去15年の実績)

【業務部門】

- ①発注者：上記に同じ
- ②受注者：上記に同じである建設関連業務(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等の調査、詳細設計、施工監理)に従事した技術者(過去10年の実績)
＜国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない＞

※重要な部分を担当した技術者を対象とし、一時的なサポート等の応援業務を含まない。

実績認定・表彰手続

【実績認定】

- 申請書類の内容を関係機関と連携して確認し、海外で従事した実績として国土交通省が認定※

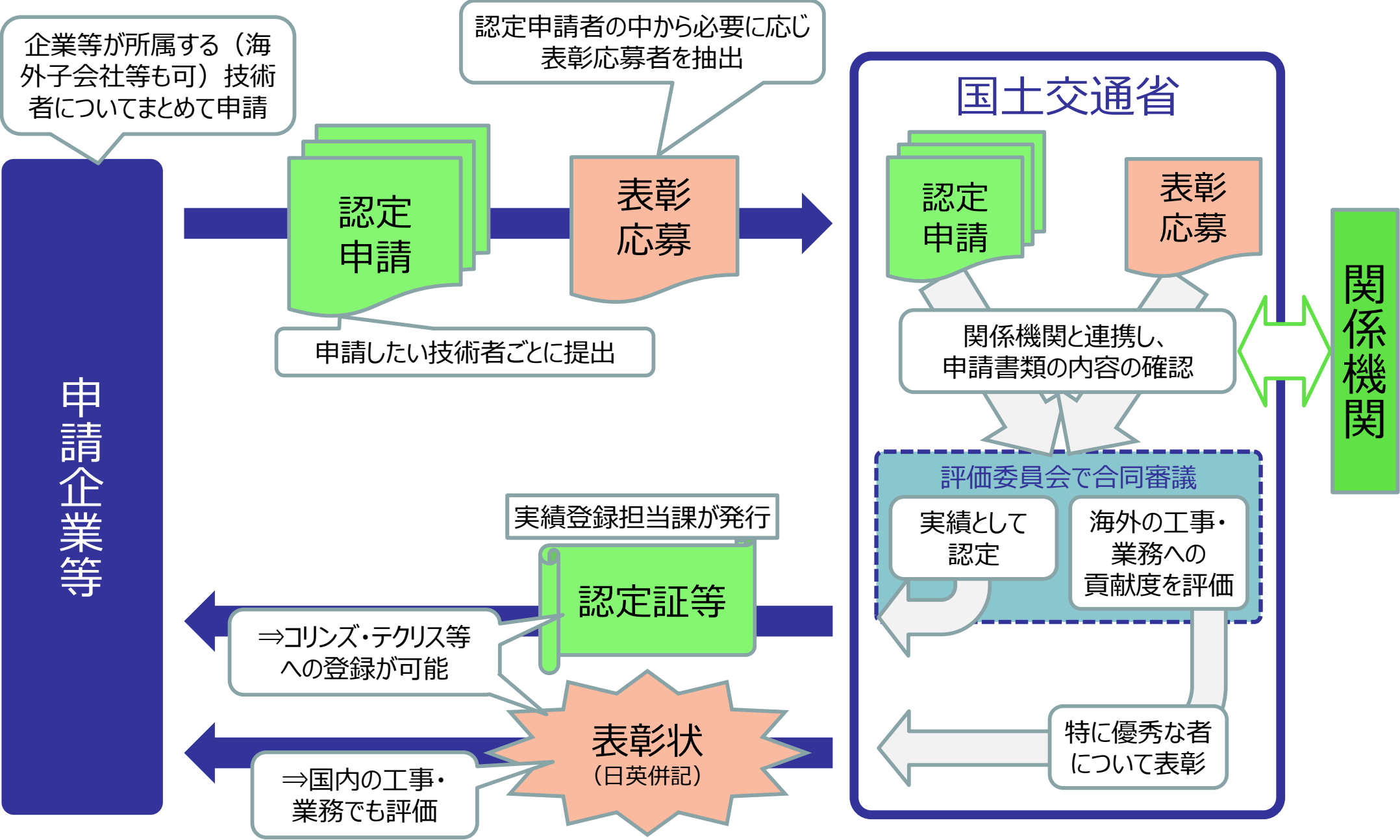
※ 技術者が所属する企業等(海外関連会社の場合国内親会社)が申請。

【表彰】

- 応募技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、特に優秀な者について表彰(大臣賞)
 - ・ マネジメントに果たした役割、成果
 - ・ 直面した技術的な課題と対応
 - ・ 関係機関協議・調整での困難性、工夫して対処、解決した点
 - ・ その他外部からの評価からの視点等を評価
 - 「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」を設置し、制度の検討や受賞者の選考を実施
- ⇒ 実績・表彰のコリンズ・テクリス等への登録が可能となり、国内工事・業務への門戸開放。

2025年度スケジュール(予定)

- 6月23日 第1回委員会開催(募集要項の審議)
- 7月1日～8月31日 募集
- 12月 第2回委員会開催(受賞者選考・内定)
- 2026年1月 認定証の発行・表彰式





(参考)海外で活躍する技術者を国内で評価し海外展開を促す仕組みの構築

- 建設業の海外進出が必要な一方、海外での工事・業務の実績が国内工事等の受注にあたって評価されにくい状況。
- このため、海外工事等の技術者の実績を国として認定・表彰するとともに、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価する仕組みを構築することで、国内外の技術者の流動化を促進し、建設業の海外進出を後押し。

背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の相互活用を推進する必要。
- 一方、直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ・テクリス）への登録には、発注者の確認（サイン）が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内工事等の調達において評価されにくい。
- 国内の工事等において、海外工事等の実績を評価する仕組みが必要。

■「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」に海外展開を促進する仕組みの構築の必要性が明記

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ（H30.4 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会）

5-4. 海外展開を促進する仕組みの構築

- ・JICA等の国際協力機関と連携して、海外における技術者の実績・成績等を国内工事・業務でも活用できるような制度構築の検討を行うべき。そのためにジ・エンジニアや海外実績の評価導入、海外実績、成績等の国内工事・業務への活用を検討すべき。

■品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に海外での施工経験のある技術者の活用が明記

発注関係事務の運用に関する指針（R2.1 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 申し合わせ）

（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）

- ・豊富な施工経験を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した要件緩和、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な評価項目の設定に努める。

海外工事等における技術者の実績を認定・表彰

- 海外で従事した実績を国土交通省が認定・表彰
- 令和2年度～ 認定証の発行、表彰式の開催

直轄工事等における評価

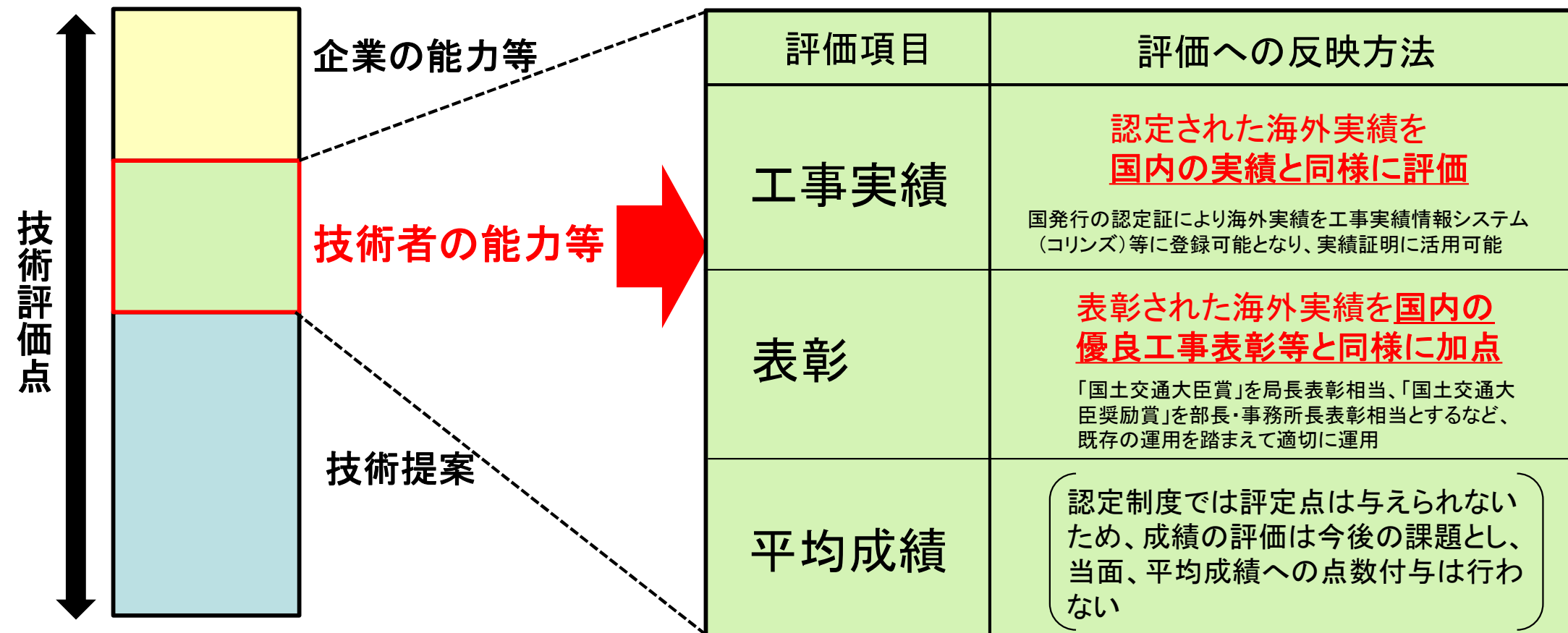
- 本認定によりコリンズ・テクリス等への実績登録が可能に
- 令和3年4月～ 認定・表彰された海外工事等の実績を直轄工事等の入札・契約手続（総合評価落札方式）で評価

認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価

- 本制度による技術者の認定・表彰実績を、令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価される**ことで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例